

起業・創業、応援します。
VENTURE FACTORY 大分
「創業・新事業創出事業補助金」募集案内

<事業概要>

大分県内において起業・創業する方々が、新たな事業に挑戦しやすい環境づくりを目指して、県では、一定の創業支援効果が見込める民間賃貸オフィス等の施設を「大分県ベンチャーサポート施設」として指定し、これら施設に入居する創業者等に、新事業展開に必要な経費の一部補助を実施しています。

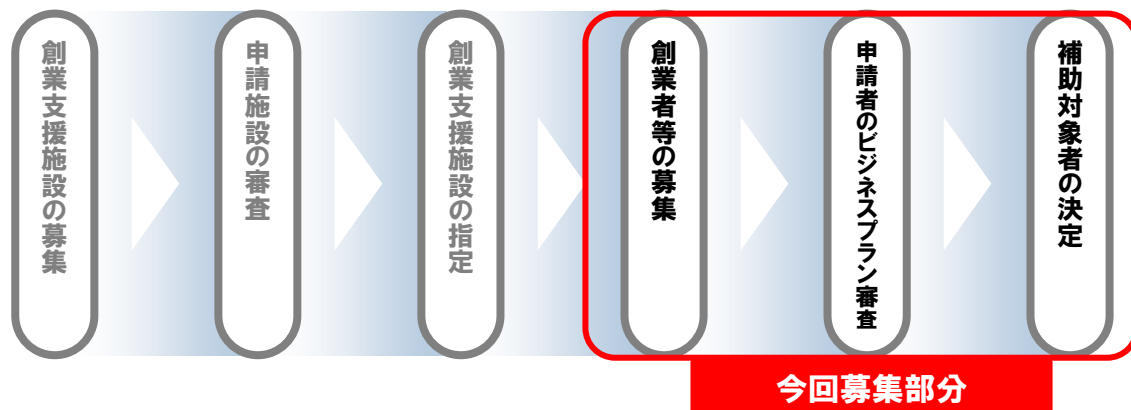
<指定施設> (令和8年7月1日現在)

(入居条件等については、随時、直接各施設にお問い合わせください)

No.	施設名称	所在地	運営事業者	URL	問合せ先
1	アライアンスタワーZ	別府市田の湯町3番7号	有限会社塩屋産業	https://www.z-tower.net/	0977-22-1111
2	Alliance Social Share Office Beppu	別府市田の湯町3番7号 アライアンスタワーZ 4階	株式会社A S O	https://www.alliance-share.com/	0977-80-1420
3	シェアオフィス 102 (One0two)	大分市高松 1-7-8 サンメゾン高城 102	有限会社タケダ	https://www.oita-sharedoffice.com/	097-574-7591
4	OWNSPACE	大分市金池南 1-5-1 コレジオ大分 1階	株式会社ザイナス	https://collegio-oita.com/azito/	097-554-5801
5	UNITED SHARE	大分市東津留 1-5-1 ユナイテッド東津留 2階	酒井英俊(ユナイテッドシェア)	https://unitedshare.jp/	097-594-2131
6	城崎法務ビル	大分市城崎町 2丁目 2-19	合同会社ハウスネット大分	https://housenet-o.com	097-509-0648
7	ユナイテッド津留ビル	大分市東津留 2丁目 10-11	ユナイテッド不動産株式会社	http://www.united-f.co.jp/	097-533-5333
8	秘密基地 中津	中津市大字島田 352番地 7	株式会社 CREATIVE BASE NAKATSU	https://himitsukichi-nakatsu.com/	0979-22-1515
9	OITA MIDTOWN	大分市中央町一丁目 4番 24号 大分セントラルビル 2F	サポート大分株式会社	https://oita-midtown.com/	097-535-0505
10	ユナイテッドシェア大分	大分市末広町 1-5-16 ユナイテッド末広ビル 3階	堀 寿弘 (ほり中小企業診断士事務所)	https://unitedshare-oita.com/	097-574-5599
11	オープンオフィス大分	大分市府内町 3-4-20 大分恒和ビル 4階	日本リージャス株式会社	https://www.regus-office.jp/oita-area/opo_oita/	0120-965-391
12	リージャス大分駅北ロビジネスセンター	大分市金池町 2-4-6 九州電力大分ビル別館 1階	日本リージャス株式会社	https://www.regus-office.jp/oita-area/oitaeki-kitaguchi/	0120-965-391
13	THE BATON NAKASHIMA	別府市中島町 12-1	アイ.ジー.シー株式会社	https://www.igc44.net	050-3186-4665

<募集概要>

指定施設に入居し、新たな事業に挑戦する事業者を下記のとおり募集します。



○募集期間（補助事業計画書等の提出締切日時）

令和8年8月14日（金） 17:00まで

○対象要件

- （1）創業予定者、または申請の時点で創業5年を経過していない者
- （2）指定施設に本社機能（個人の場合は事業拠点）を置く者、又はその予定の者
- （3）入居予定者においては、認定後、速やかに入居手続きが可能な者
- （4）事業計画に新規性・将来性・成長性・公益性などが認められる者
- （5）県税の滞納がない者
- （6）本事業の趣旨を理解し、県及び施設運営者が実施する支援事業等に協力をする者
- （7）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

○補助条件等

審査委員会により新規性、独創性、成長性等の内容の審査を経て、指定施設への入居賃料や、新たな事業構築に要する経費の一部を補助

- ・補助内容：入居賃料、新事業展開に必要となる経費
- ・補助率：1/2以内（但し、上限40万円）
- ・補助対象経費

：使賃料（指定施設の入居賃料（共益費・敷金・礼金等は除く））、原材料費、機械装置等購入、試作・改良・借用・修繕等経費、システム構築費（サーバー整備、データベース構築等）、ソフトウェア購入費、研究設備使用料、消耗品費、印刷製本費、外注費（メディア制作費、広告宣伝費、企画開発費（意匠、パッケージ等））、資料購入費、研修受講費、知的財産権取得経費、委託料（調査研究費、技術鑑定費）等 ※消費税・人件費・旅費は除く。

○その他留意事項

※施設運営事業者は申請できません。

※対象経費はそれぞれ制限・制約等あります。

※補助額は、予算の範囲内において審査結果及び採択件数等に応じて調整されます。

※人件費、旅費、消費税、振込手数料等は対象になりません。

※申請事業の重要な主たる部分について、他の機関等から補助を受けている場合は対象外となります。

※指定施設への入居に関しては、事業者が施設と直接交渉し、自己責任において賃貸借契約を締結することとなります。

○提出書類（(3) (4)の書類以外は以下の電子申請システムより提出が可能です。）

電子申請システム URL: <https://ttzk.graffer.jp/pref-oita/smart-apply/apply-procedure/3639897554505909910>

- (1) 申請書（第1号様式）及び事業計画書（別紙1）
- (2) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないことを誓約する書面（別紙2）
- (3) 法人の登記事項証明書（申請日の1か月以内に発行されたものに限る）、個人である場合は、代表者の住民票（申請日の1か月以内に発行されたものに限る）
- (4) 本社所在地における都道府県税の完納証明書
- (5) 直近の決算書（個人事業を行なっている場合は「確定申告書の全部写し」）
- (6) 許可、認可、登録等の写し（許認可が必要な業種を営む場合）
- (7) その他事業内容を説明する資料（会社案内パンフレット、商品カタログ等）
- (8) その他、必要に応じ指定する書類

※申請様式は県庁ホームページからダウンロードできます。

(<https://www.pref.oita.jp/soshiki/14040/venturefactory080701.html>)

○提出先・問い合わせ先

〒870-8501 大分市大手町3-1-1

大分県 商工観光労働部 経営創造・金融課 スタートアップ推進班 麻生

TEL:097-506-3232 FAX:097-506-1852 E-mail:aso-yuki2@pref.oita.lg.jp

*提出書類は、郵送又はご持参ください（締切日時までに必着）。